

大阪府学校教育審議会規則

(昭和四十三年四月十日 大阪府教育委員会規則第四号)

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）第二条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例第一条第二条に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第七条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額九千百円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による九級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額（指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。）により支給する。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第十条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この規則に定めがない事項については、府吏員の例による。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、大阪府教育委員会事務局において行う。

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規定第一号）は、廃止する。

附 則（昭和四十五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

(略)

附 則（平成十二年教委規則第十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。